

未来づくり課 ☎ 25-1001

あなただけの漫画を描いてみよう！
7月に漫画ワークショップ開催

7月24日、錦江町役場本庁2階会議室で「漫画ワークショップ」を開催します。漫画家の講師が基本的な絵の描き方から伝授します。漫画に興味のある方や絵を描くのが苦手な方もぜひご参加ください。



日時 ▶ 7月24日(日) 10時～12時
(人数が多い場合は午後も追加開催予定)

場所 ▶ 錦江町役場本庁2階 会議室

対象 ▶ 小～大学生 最大40名(町内優先)

参加料 ▶ 無料

申込 ▶ 右記のQRコードからお申し込みください



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

☎ 錦江町役場 未来づくり課 ☎ 0994-25-1001

介護福祉課 ☎ 22-3042

スマホの基本操作やアプリの使い方
錦江町高齢者スマホ教室開催

スマートフォンを購入したが、使い方が分からない方、持っているのに使いこなせていない方、そろそろスマホにしようかなと思われている方に基本的な操作内容や便利なアプリの使い方を教えます。

開催情報 事前に申込みが必要となります

日時 ▶ 8月16日(水) 13:30～15:00

場所 ▶ 錦江町総合交流センター 2階会議室

内容 ▶ 「スマートフォン入門編」

参加費 ▶ 無料 定員 ▶ 18名

対象年齢 ▶ 60歳以上

※60歳未満の方もお申込み可能ですが、定員越えの場合、60歳以上の方が優先となります。

開催予定の講座 どの講座からでも参加できます

体験編 9月8日(土) 13:30～15:00

実践編 9月22日(土) 13:30～15:00

開催については、随時、広報紙、ホームページ等で周知予定です。

☎ 申込み・問い合わせ先

ドコモショップ鹿屋店 ☎ 0120-427-000



介護福祉課 ☎ 22-3042

「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給
養育する児童1人につき5万円

新型コロナの影響を受ける低所得子育て世帯への生活支援策として、18歳未満の児童を養育する父母などに対し1人5万円の支援給付金を支給します。

対象者 下記①～③に該当する方が対象です

①令和4年3月31日現在で18歳未満の児童を養育する父母など
※特別児童扶養手当の認定を受けている児童は20歳未満まで対象

②令和4年度の住民税均等割が非課税の方、または令和4年1月1日以降に家計が急変し住民税が非課税相当になった方

③ひとり親世帯分の「子育て世帯生活支援特別給付金」を受け取っていない方。

給付金額 ▶ 児童1人あたり一律5万円

申請期限 ▶ 令和5年3月31日まで

申請手続きが必要な方

●住民税非課税で高校生等のみを養育しており、児童手当が特別児童扶養手当を受給していない方。

●令和4年1月1日以降に家計が急変し、住民税が非課税相当になった方

住民税非課税で令和4年4月分の児童手当が特別児童扶養手当を受給している方へは支給済みです。令和5年2月末までに生まれた新生児も対象となります。

未来づくり課 ☎ 25-1001

旧神川中学校で自学自習しませんか？
高校生以上向け自習室開放

旧神川中学校コワーキングルームを自学自習の場として開放します。貸し切りとなっている時間帯は使用できませんのでHPで開放日をご確認ください。

開放日時等 事前にHPで開放日をご確認ください

期間 ▶ 7月20日(水)～8月31日(水)

※土日、祝日除く

時間 ▶ 8:30～17:00

対象 ▶ 高校生以上の学生
※事務所に学生証をご提示ください。



☎ 未来づくり課

☎ 0994-25-1001



住民税務課 ☎ 22-3039

マイナンバーカードの時間外受付実施
受付期間を9月30日まで延長

令和4年7月1日から令和4年9月30日まで電話予約をされた方に限り時間外受付を延長いたします。

実施内容 前日までに予約が必要となります

実施期間 ▶ 7月1日(金)～9月30日(金)まで
(土日、祝日を除く)

受付方法 ▶ 前日までに電話でご予約ください

予約可能日時 ▶ 毎週火・木曜日の19時まで
(マイナンバーカード業務に限り窓口延長)

実施場所 ▶ 本庁 住民税務課 / 支所 住民生活課

実施内容 ▶ マイナンバーカード交付及び申請受付、
保険証等の紐づけ申込み

※マイナポイント付与対象カードは、令和4年9月末までに申請されたマイナンバーカードに限られます。期限を過ぎて申請されたカードは、対象外となりますのでご注意ください。

●予約・お問い合わせ先

本庁 住民税務課住民チーム ☎ 22-3039

支所 住民生活課民生チーム ☎ 25-2511

健康保険課 ☎ 22-3044

届けよう あなたの気持ち 誰かの明日へ
「愛の血液助け合い運動」月間

多くの患者さんの病気やけがの治療に使われている血液製剤は、献血でご提供いただいた血液からつくられています。血液は、人工的に造ることができず、長い期間保存することができません。また、献血者の健康を守るために、一人当たりの年間の回数や献血量には上限があります。そのため、安定的に血液製剤を届けるためには、日々多くの方の協力が欠かせません。献血は命を救う身近なボランティアです。ぜひ、献血のご協力をお願いいたします。

献血バス7月巡回日程

実施日 ▶ 7月20日(水)

9:30～11:15 錦江町役場本庁

12:45～13:45 錦江警察署

14:45～16:15 肝属郡医師会立病院

●問い合わせ先

健康保険課 ☎ 0994-22-3044

または「日本赤十字社 献血」を検索

介護福祉課 ☎ 22-3042 / 住民生活課 ☎ 25-2511

結婚50年の節目を祝う金婚式
合同金婚式の参加者を募集

結婚50周年を過ぎ、夫婦ともに健在の方々に対象に合同金婚式を開催します。自分たちが対象ではないかと思われる方は、本庁介護福祉課又は支所住民生活課へ8月19日(金)までにお申し込みください。

開催日 ▶ 10月26日(水) 11:00～

会場 ▶ 錦江町総合交流センター 2階大会議室

申込 ▶ 8月19日(金)までにお電話でお申し込みください



対象者 下記①と②に該当する方が対象です

①昭和47年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を提出し、夫婦ともに健在の方々。今年1月以降にどちらかが死亡されている場合も該当します。

②婚姻当時の事情で届出の遅れた方々で、第1子が昭和47年中に出生している場合も該当します。

●お問い合わせ先

本庁 介護福祉課 ☎ 22-3042

支所 住民生活課 ☎ 25-2511

地域包括支援センター ☎ 22-5030

地域包括支援センターにご相談ください
介護保険・予防の相談について

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で高齢者がいきいきと安心して生活を続けられるよう支援を行う総合機関です。保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどの専門職が中心となって相談・支援を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

●介護や健康のこと
・介護予防サービスを受けたい
・要介護認定の申請を頼みたい など

●さまざまな相談ごと
・もしかして認知症では？と心配になった時
・近々、親が退院するけど、介護が不安 など

●権利を守ること
・財産管理に自信がなくなった
・虐待にあっている人がいる など

●問い合わせ先

錦江町地域包括支援センター ☎ 22-3030

令和4年6月から児童手当制度が一部変更されました

◇現況届の提出は原則不要です。

今まで、毎年6月中に「児童手当現況届」の提出をお願いしていましたが、令和4年度から受給者の現況を住民基本台帳などで確認することで、現況届の提出が不要となりました。ただし、以下の場合は引き続き現況届の提出が必要です。また、受給者や児童の養育状況に変更があったときは届出が必要となります。

現況届（更新の手続き）が必要な人

- ・支給要件児童の住民票が錦江町にない人（単身赴任などで児童と別居している人）
- ・離婚協議中などで配偶者と別居している人
- ・配偶者からの暴力などで避難しており、住民票の所在地が錦江町と異なる人
- ・錦江町から提出の案内があった人

変更の届出が必要となる事由

下記の事由が発生した場合は、届出が必要となります。

- ・離婚し一緒に児童を養育している配偶者がいなくなったとき
- ・離婚などにより、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき
- ・児童や配偶者と別居することになったとき
- ・受給者や配偶者が公務員となったとき

◇特別給付の支給に所得上限限度額が設けられます。

令和4年6月分（令和4年10月支給分）から、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、特別給付は支給されません。

- 下記の表 ①未満の方・・・児童手当を支給（児童1人に付き / 1万円または ※1万5,000円）
 ※3歳未満または小学校終了前の第3子以降の児童の場合
- ①以上②未満の方・・・特別給付を支給（児童1人に付き / 5,000円）
 - ②以上の方・・・どちらも支給されません。

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入の目安	所得額	収入の目安
0人	622万円	833万3千円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万6千円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万8千円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円

※扶養親族等の数とは、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の数等をいいます。扶養親族が3人以上の場合は、3人を超えた1人に付き38万円（70歳以上の場合は44万円）を加算した額となります。

※収入の目安とは、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は医療費控除や雑損控除などを控除した後の所得額で判定します。

お問い合わせ先 錦江町役場 介護福祉課 ☎ 22-3042

総務課 ☎ 22-0511



申込期限は令和4年8月22日まで 令和5年度錦江町職員を募集

令和5年度錦江町職員を募集します。一次試験を9月18日③に行いますので、受験を希望される方は8月22日②までにお申し込みください。

募集職種 ▶ 一般事務、土木技師、林業技師

一次試験 ▶ 9月18日③ 9:00～

試験会場 ▶ 錦江町役場 本庁3階

受付期間 ▶ 7/11②～ 8/22② 17時必着

受験資格 専門課程を修めた18歳～25歳まで

平成9年4月2日（25歳）から平成17年4月1日（18歳）までに生まれた者で、それぞれの職に関する専門課程を修め、高等学校卒業以上の者



申込方法 提出期限は8月22日② 17時まで

申込書に必要事項を記入し、下記提出先まで持参か郵送で提出してください。くわしくは錦江町ホームページをご覧ください。



〒893-2302 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地
錦江町役場総務課 職員採用担当 宛

健康保険課 ☎ 22-3041



国民健康保険の保険証を更新します 7月下旬に新しい保険証を送付

保険証の有効期限は7月31日までとなっています。世帯全員分の新しい保険証は7月下旬に世帯主宛に郵送しますので、記載事項をご確認ください。

現在使用している保険証の有効期限は 7/31③まで



新保険証は 8/1②から使用

旧保険証 ▶ 有効期限を過ぎた保険証は、自身で細かく判断して破棄していただくか、本庁健康保険課、支所住民生活課へ返却してください。

つぎに該当する方は窓口へご相談ください

- ・国民健康保険以外の健康保険に切り替わり役場へ届け出をしていない方。
- ・75歳未満で社会保険、国民保険のいずれにも加入されていない方。（生活保護受給者を除く）



住所が町外の「マル学保険証」を交付されている方は在学証明書を出してください。
※4月に提出された方は不要です

国保税に滞納がある方 ※納税相談の通知を郵送します
滞納がある場合は納税相談による交付となり、納付するまで保険証の交付ができませんのでご注意ください。

健康保険課 ☎ 22-3041



7月中に交付された保険証は8月1日から9月30日まで使用できます。 後期高齢者の保険証は今年度2回交付されます

すべての世代が安心できる社会保障制度を構築するために、令和4年10月1日から後期高齢者の医療費の窓口負担割合が変わります。変更に伴い、令和4年度は被保険者全員に対して、保険証を2回交付します。7月中に交付された保険証は8月1日から9月30日まで使用できます。10月1日以降に使用できる保険証は9月中旬ごろに交付しますので、有効期限にご確認ください。

旧保険証 ▶ 有効期限を過ぎた保険証は、本庁健康保険課、支所住民生活課へ返却してください。

保険証の有効期限にご確認ください 病院や薬局などで提示するときは「有効期限」のご確認を

